



社援総発0123第1号  
平成24年1月23日

岩手県、宮城県、福島県  
栃木県、茨城県、千葉県、長野県 災害救助担当主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



### 建設された応急仮設住宅の空き住戸の活用について

東日本大震災で建設した応急仮設住宅の空き住戸の活用については、既に「東日本大震災に係る応急仮設住宅について（その5）」（平成23年8月12日付け社援総発0812第1号当職通知）において、コミュニティ形成のための集会所や談話室のスペース等として利用する等地域の実情に応じて活用を図れるよう通知したところです。

今般、被災自治体等の要望を踏まえ、空き住戸の活用について、下記の取扱いも可能としたのでご了知願います。

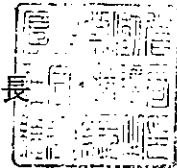
#### 記

- 1 現在、空き住戸となっている応急仮設住宅であっても、今後、復旧・復興が進む中で、遠方に避難しそこで居住されている被災者が、応急仮設住宅への入居を希望することも考えられます。
- 2 このため、現在、入居希望者がいない空き住戸について、入居希望者が現れるまでの期間に限り、他の自治体からの応援職員、地元自治体等からの要請や委託を受けて活動しているボランティア等の宿泊利用を可能とします。  
(注) なお、復旧・復興のための建設・土木工事関係者の宿泊については、この取扱いに該当しないのでご留意願います。
- 3 なお、空き住戸について、「2」に掲げた内容で活用する場合には、応急仮設住宅の入居者の方のニーズに照らし、平成23年8月12日付け当職通知に掲げた活用が十分に図られているかどうか配慮願います。

社援総発 0812 第 1 号  
平成 23 年 8 月 12 日

岩手県、宮城県、福島県  
栃木県、茨城県、千葉県、長野県 災害救助担当主管部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



東日本大震災に係る応急仮設住宅について(その5)

今般の大震災で被災された方に対し、できるだけ早く安心して生活できるための居住場所を確保するため応急仮設住宅の建設にご尽力いただいていることに対し厚くお礼申しあげます。

応急仮設住宅の建設にあたっては、被災状況等を勘案し、各県において必要戸数を確保いただいているところですが、恒久住宅への入居等により、今後、地域によっては建設された応急仮設住宅について空き住戸が発生することも想定されます。このため、今般、空き住戸の活用について下記の点を踏まえ弾力的に取扱うこととしましたので御了知いただきますようお願い致します。

おって、管下政令指定都市及び中核市並びにその他の市町村に対して、下記内容に関する情報提供を併せてお願いします。

記

1. 空き住戸を活用する際の留意事項について  
空き住戸であるかどうかを判断いただく際には、
  - ① 県外など遠方に避難されている方が地元の応急仮設住宅に入居を希望する場合などであっても必要戸数が確保されていること
  - ② 新たに民間賃貸住宅の活用も含めて応急仮設住宅の需要が発生しないことが前提となりますので十分ご注意ください。

## 2. 空き住戸の取扱いについて

仮設住宅に空き住戸が発生した場合においては、既存の住戸の現況を保ちつつ、例えば、

- ・応急仮設住宅におけるコミュニティーの形成・交流の促進に資するための集会や談話等のスペースとしての利用
- ・多人数世帯で居住スペースが著しく狭隘であるなどの場合における複数戸の住居の利用
- ・生活物資の保管場所として複数の世帯での共同利用
- ・地域の社会福祉協議会等のボランティアセンターの活動拠点としての利用

を検討される等、地域の実情に応じて適切な活用を図られるようご配慮をお願いします。